

多摩市受動喫煙防止条例

多摩丘陵に広がる緑豊かで快適な居住環境を有する多摩市では、都市としての成熟期を迎え、今後さらに急速に進展する高齢化に備えるとともに、未来への投資を続けられるまちであるために、子どもから老年寄りまで市民の誰もが健康で幸せでいられる健幸都市を目指しています。

受動喫煙はがん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の発症の危険が高まるなど様々な疾病の原因となるため、市民を受動喫煙による健康への悪影響から守る取組を早急に進めなければなりません。

受動喫煙の防止に向けては、行政だけでなく、市民、保護者、事業者及び施設等管理者がそれぞれの立場から行動し、かつ、互いに連携し、協力することが大切です。

公共施設など不特定多数の者が利用する場において、子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人をはじめとする誰もが、他人のたばこの煙にさらされることなく、安心していきいきと暮らせるまちを目指して、多摩市受動喫煙防止条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市（以下「市」という。）、市民、保護者、事業者及び施設等管理者の責務を明らかにするとともに、市民が受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。
- (6) 事業者 市内において、事業を営むもの又は活動する団体をいう。
- (7) 施設等管理者 多数の者が利用する施設、建築物又は土地（以下「施設等」という。）を管理する権原を有する者（市を除く。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民、保護者、事業者及び施設等管理者と連携し、及び協力して受動喫煙の防止に関する施策を実施するよう努めなければならない。
- 3 市は、その管理する施設等において、受動喫煙による健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、いかなる場所においても、その監護する未成年者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって受動喫煙が生じないよう受動喫煙の防止に関する環境整備に取り組み、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施設等管理者の責務)

第7条 施設等管理者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する施設等における受動喫煙を防止し、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び協力)

第8条 市、市民、保護者、事業者及び施設等管理者は、相互に連携し、及び協力して受動喫煙の防止を推進するものとする。

(啓発及び教育)

第9条 市は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について、正しい知識を普及するために必要な教育及び啓発を行い、市民の理解を促進するように努めなければならない。

(公園等における喫煙制限)

第10条 何人も、次に掲げる施設等又は区域において喫煙をしてはならない。

- (1) 市内の公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)
- (2) 教育施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校をいう。)の敷地に隣接する市内の路上(道路その他一般交通の用に供する場所をいう。以下同じ。)
- (3) 児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)の敷地に隣接する市内の路上
- (4) 市が管理する施設等(第1号に規定する施設等を除く。)の敷地及び当該敷地に隣接する市内の路上(前2号に掲げるものを除く。)

2 前項各号に掲げる施設等又は区域のうち、その構造又は利用の形態により受動喫煙が生じるおそれがないものとして規則で定めるものについては、同項の規定は、適用しない。

(受動喫煙防止重点区域の指定)

第11条 市長は、重点的に受動喫煙を防止する区域(以下「受動喫煙防止重点区域」という。)として市内の区域を指定することができる。

- 2 前項の規定により市長が指定する区域のほか、多摩市まちの環境美化条例(平成24年多摩市条例第1号)第6条の規定によりまち美化重点区域として指定された区域は、受動喫煙防止重点区域とする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定により指定した区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

(受動喫煙防止重点区域における喫煙の制限等)

第12条 市長は、受動喫煙防止重点区域内において特別に喫煙をすることができる場所として、喫煙スポットを指定することができる。

- 2 何人も、受動喫煙防止重点区域(前項の規定により喫煙スポットに指定された場所を除く。)の路上において喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次に掲げる者に対し、喫煙の中止その他の是正に必要な指導又は勧告を行うことができる。

- (1) 第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 前条第2項の規定に違反した者

(過料)

第14条 市長は、前条第2号に該当する者で、同条の指導又は勧告に従わないものに対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(他の法令等との関係)

第15条 受動喫煙の防止については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例(次項において「法令等」という。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることと

なるよう定めている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、規則で定める日から施行する。

(指定たばこの喫煙に関する特例)

2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして市長が指定するものの喫煙については、当分の間、第14条の規定は、適用しない。